

◆この速報は、政策委員会委員・幹事、都道府県・指定都市社会福祉協議会、関係部・所長・広報室員に配信しています。

■生活保護法改正法案・生活困窮者自立支援法が国会提出される（5月17日）

5月17日、「生活保護法の一部を改正する法律案」（生活保護法改正法案）と「生活困窮者自立支援法」が閣議決定され、第183回通常国会に提出された。これらの法案は、社会保障制度改革推進法及び、社会保障審議会 生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会の議論等を踏まえ、法制化がなされるもの。本通常国会での成立を目指している。

「生活保護法改正法案」は、確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しながら、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うため所要の措置を講じるもの。＜施行は、平成26年4月1日（一部平成25年10月1日）を予定＞

「生活困窮者自立支援法」は、生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援を行うため所要の措置を講じるもの。＜施行は、平成27年4月1日を予定＞

厚生労働省 第183回国会（常会）提出法律案

⇒<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/183.html>

■第12回社会保障制度改革国民会議において少子化対策分野の議論整理・案が示される（5月17日）

5月17日、第12回社会保障制度改革国民会議が開催され、第11回から議論が行われていた少子化対策分野の議論の整理（案）が示された。

議論の整理（案）では、社会保障制度改革推進会議としての少子化対策分野に関する「基本的な考え方」、「就労、結婚、出産、育児等の各段階に応じた支援と待機児童に関する問題を解決するための即効性のある施策等の推進」に関するこれまでの会議での意見が整理されている。

少子化の問題を社会保障全体に関わる問題と認識することのほか、都市部における待機児童の解消、子ども・子育て会議の議論を踏まえた子育て支援の質・量の充実の必要性が述べられている。また、待機児童の問題だけではなく、社会的養護やひとり親家庭等への支援も必要であり、低所得世帯の子ども支援についても検討すべきとの意見も示されている。

第12回社会保障制度改革国民会議資料

⇒<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokuminkaigi/dai12/gijisidai.html>